

柏市子ども・子育て会議運営要領（案）

（目的）

第 1 条 この要領は、柏市子ども・子育て会議条例（平成 25 年柏市条例第 32 号。以下「条例」という。）第 1 条に規定する柏市子ども・子育て会議（以下「会議」という。）の円滑な運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会議の運営）

第 2 条 会長は、条例第 3 条第 1 項に規定する委員のうち団体の推薦に基づき委嘱された者が、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ申出があった場合に限り、当該団体から選出した者（以下「団体選出員」という。）1 名を会議に出席させることができる。

2 委員が、前項の申出をすることができる期間は、委嘱日から 2 ヶ月以内とする。

3 第 1 項の規定により会議に出席する者は、条例第 7 条の規定により会議において意見を述べることができる。

（報酬等の支払い）

第 3 条 団体選出員が出席する場合は、報酬等は支給しないものとする。

（補足）

第 4 条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 28 年 月 日から施行する。

（申出期間の特例）

2 第 2 条第 2 項の規定に関わらず、平成 28 年〇月〇日から〇月〇日までの間、委員は第 2 条第 1 項の申出ができるものとする。